

正蓮寺川・六軒家川環境整備推進協議会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は「正蓮寺川・六軒家川環境整備推進協議会」と称し、事務局を此花区役所内におく。

(目 的)

第2条 本会は、此花区民にとって永年の懸案であった、正蓮寺川の埋立により建設される「正蓮寺川公園(仮称)」の建設促進をはかるとともに、正蓮寺川・六軒家川の環境整備を推進し、区勢の振興と活性化をはかるため、広く区民の要望をくみ上げ、建設・整備計画に反映させることを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、別表記載の区内各種団体を以て組織する。

(事 業)

第4条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係機関との連絡調整、関係機関への意見の具申
- (2) 前項に関する各種会議
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名
副会長 若干名
理 事 若干名

会長は理事の互選とする。副会長は会長が指名し、理事は各連合の代表者をもってあてる。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は本会の円滑な運営のため、理事会を開催し会務の処理に参画する。

(任 期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
但し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会長は随時、理事会並びに総会を招集し、会議を開くことができる。
但し、会長が必要と認めたときは、会議に関係行政機関等の出席を求めることができる。

2 本会の経費は、必要に応じ第3条に規定する団体が分担するものとする。

(顧 問)

第9条 本会に会長の指名により顧問をおくことができる。
顧問は随時理事会並びに総会に出席し意見を述べることができる。

(補 則)

第10条 本会則に定めるもののほか、必要な事項については理事会がこれを定める。

第11条 本会則は、昭和61年9月29日から施行する。

平成元年12月7日改正

平成16年2月23日改正

構 成 団 体

地域振興会
選挙管理委員会
社会福祉協議会
民生委員協議会
保護司会
更生保護婦人会
老人クラブ連合会
身体障害者連合会
P T A協議会
地域女性団体協議会
青少年指導員連絡協議会
青年団体連合会
子供会育成連合協議会
商店会連盟
小売市場連合会
医師会
歯科医師会
薬剤師会
水防本部
交通安全協会
経友会
此花ライオンズクラブ
青経クラブ
幹事小学校
幹事中学校
行政相談委員